

令和6年度から森林環境税の課税が始まります

森林環境税とは

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成30年(2018年)5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

税金の種類	令和5年度まで	令和6年度から
町民税:均等割	3,500円	3,000円
道民税:均等割	1,500円	1,000円
国 税:森林環境税	—	1,000円
合計	5,000円	5,000円

※森林環境税は、町民税・道民税が非課税の方には課税されません。

※町民税・道民税の均等割額は、東日本大震災からの復興に関する防災施設に必要な財源確保のため、臨時的にそれぞれ500円、合計1,000円の引き上げが行われていましたが、令和5年度を持って終了します。均等割額が1,000円減額となるため、森林環境税を導入することによる負担額の増加はありません。

お問い合わせ先 住民生活課 税務住民係 電話 5-1112 告知端末機 5-8812

森林環境譲与税を活用して森林再生に取り組んでいます

森林環境譲与税とは

「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、令和元年(2019)度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。

幌延町 森林面積 38,605ha
幌延町 令和4年度譲与額 1,223万2千円



令和4年度森林環境譲与税活用実績

森林整備促進事業補助金



交付額 5,352千円
内 容 保育間伐 17.44ha 2,112千円
枝打ち 17.44ha 3,240千円

森林の有する多面的機能の維持、増進のため、間伐等の森林施策に対する補助を行い、民有林整備の促進を図っています。

新生児誕生記念木製品贈呈事業



事業費 543千円
贈呈人数 22人

新生児の誕生に対して町産ナラ材を使用した積み木を贈呈し、新生児が誕生した家庭に祝意を表するとともに、新生児に木と触れ合う機会を作り、新生児の健やかな成長を祈念することを目的としています。

森林認証に係る負担金



負担金 293千円

森林認証制度とは世界で取り組まれている環境保護活動のひとつで、SDGsにも貢献する取組です。

適正に管理された森林から木材を産出し、持続可能な森林の利用と保護を図ろうとする、世界的な民間の制度です。今後は、地域の木材ブランド化に取組み、将来選ばれる木材を目指していく予定です。

お問い合わせ先 産業建設課 商工林政係 電話 5-1115